

令和1年8月1日

お客さま各位

須賀川信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を 踏まえた各種預金規定の改正について

金融庁は、平成30年2月に金融機関等における実効的なマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定、公表いたしました。

これに基づき、当金庫では令和1年10月より預金規定を下記のとおり改正いたします。

お客さまとのお取引開始時やお取引の内容、状況等に応じて、追加で資料のご提示等をお願いする場合がございますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、改正後の預金規定は、すでにお取引をいただいているお客さまにも適用いたします。

ご不明な点がございましたら、各営業店窓口または渉外担当者へおたずねください。

1. 普通預金、貯蓄預金の規定に、下線部分を追加いたします。

(取引の制限等)

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

(解約等)

- 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫は、この預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。

- ・ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

2. 当座勘定規定、総合口座取引規定、通知預金規定、納税準備預金規定、定期性預金規定※、定期積金規定に、下線部を追加いたします。

(取引の制限等)

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

(解約(等)、預金の解約・書替継続)

○ 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫は、この預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。

- ・ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

※「定期性預金」に含まれる預金（自動継続を含む）

自由金利型定期預金（大口定期預金）、自由金利型定期預金（M型）

定額複利預金、期日指定定期預金、変動金利定期預金、積立定期預金

財産形成積立定期預金、財形年金預金、財形住宅預金

地域をつなぎ、地域と共に歩む

